

兵庫県合理的配慮アドバイザー設置要領

(目的)

第1 この要領は、兵庫県障害者差別解消推進要綱第4第2項に規定する兵庫県合理的配慮アドバイザー（以下「合理的配慮アドバイザー」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2 合理的配慮アドバイザーは、次の各号のいずれかに適合する者のうちから、健康福祉部障害福祉局障害福祉課長（以下「障害福祉課長」という。）が委嘱する。

(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第44条第1項に規定する子会社（特例子会社）の職員等、障害者雇用等についての知識や経験を有する者

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業者の職員等、障害者の支援等についての知識や経験を有する者

(3) 前2号に掲げる者と同等の能力を有する者として障害福祉課長が認める者

2 障害福祉課長は、合理的配慮アドバイザーの委嘱を行おうとする場合は、合理的配慮アドバイザー就任依頼書（様式第1号）により依頼し、合理的配慮アドバイザー就任承諾書（様式第2号）により承諾を得るものとする。

3 障害福祉課長は、委嘱にあたり、合理的配慮アドバイザー委嘱状（様式第3号）を交付するものとする。

(委嘱の期間)

第3 合理的配慮アドバイザーの委嘱の期間は、委嘱を受けた当該年度末までとする。

2 合理的配慮アドバイザーは、第5各号に定める事由がない限り、委嘱の期間は自動的に更新されるものとする。

(公表)

第4 障害福祉課長は、合理的配慮アドバイザーの氏名等について、ホームページに掲載を行う。

(解職)

第5 障害福祉課長は、合理的配慮アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解職することができる。

(1) 本人が任期の途中で死亡したとき。

(2) 本人が特別な理由により合理的配慮アドバイザーの職を辞する意思を表示したとき。

(3) 疾病等により、合理的配慮アドバイザーの活動を続けることが困難なとき。

(活動内容)

第6 合理的配慮アドバイザーの業務は、次のとおりとする。

- (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条に規定する責務の遂行に取り組む事業者に対して助言を行うこと
- (2) 県民及び事業者が行う障害を理由とする差別の解消に関する理解を深めるための学習会等に対して助言を行うこと
- (3) 前2号に掲げるもののほか、障害福祉課長が必要と認めるもの

(派遣対象地域)

第7 派遣対象地域は、県内とする。

(合理的配慮アドバイザーの派遣手続)

第8 合理的配慮アドバイザーの派遣を申請しようとする者は（以下「申請者」という。）は、合理的配慮アドバイザー派遣申請書（様式第4号）を障害福祉課長に提出するものとする。

2 障害福祉課長は、前項の申請があった場合においては、合理的配慮アドバイザー派遣要請書（様式第5号）により、合理的配慮アドバイザーに対して業務の実施を要請するものとする。この場合において、障害福祉課長は、必要に応じて申請者と合理的配慮アドバイザーとの間で派遣日時、派遣方法等について調整を行う。

3 障害福祉課長は、派遣を決定した場合には、合理的配慮アドバイザー派遣決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(結果報告)

第9 申請者は、派遣終了後、合理的配慮アドバイザー派遣結果報告書（様式第7号）を障害福祉課長に提出するものとする。

(費用弁済)

第10 県は、合理的配慮アドバイザーに対し、予算の範囲内で旅費及び謝金を支給するものとする。

(庶務)

第11 合理的配慮アドバイザーに関する庶務は、健康福祉部障害福祉局障害福祉課において処理するものとする。

(その他)

第12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

※様式類略